

【説明資料②】

あいば野演習場におけるFH70弾着不明事案に係る
事故調査結果及び再発防止策について

令和7年7月26日



陸上自衛隊中部方面総監部

あいば野演習場におけるF H 7 0弾着不明事案に係る 事故調査結果及び再発防止策について

1 趣 旨

あいば野演習場におけるF H 7 0弾着不明事案に係る事故調査結果及び再発防止策について説明するもの。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和7年2月3日（月）14時40分

(2) 発生場所

あいば野演習場

(3) 概 要

中部方面特科連隊第3大隊（岡山県日本原駐屯地所在）が、155mmりゅう弾砲F H 7 0の射撃訓練中、1発の弾着が演習場境界付近で不明

(4) 被 害

民間への被害なし

(5) 措 置

あいば野演習場における全実弾射撃（空包・火工品を含む。）を直ちに中止

参考資料1 「F H 7 0実弾射撃訓練の概要」

3 経 過

- 2月3日（月）10時30分、実弾射撃訓練を開始
- 同日15時00分、射撃終了後の点検において、余るべき装薬が1個不足していたことから、いずれかの発射において装薬を1個使用するところ2個使用した可能性を認識。録画ビデオから、誤って装薬を2個挿入し、射撃していたことを確認
同日中に、あいば野演習場における全実弾射撃（空包・火工品を含む。）を中止するとともに、中部方面総監部に事故調査委員会を設置して調査を開始
- 2月3日（月）から7日（金）までの間、弾着が予想される地域を概定して地表面の搜索を実施し、地表面には弾が存在していないことを確認
- 3月21日（金）から、弾着が予想される地点を中心に、民間企業と連携した地中搜索を実施。この間、地形を踏まえ予想弾着地域を精緻化し、これを優先して地中搜索を実施。6月19日（木）までに精緻化した搜索地域の地中搜索を終了し、搜索間発見した当該不明弾の可能性のある金属片の調査を実施するとともに、引き続き当初概定した地域の地中搜索を継続
- 7月11日（金）、陸上自衛隊補給統制本部による調査結果及びその他の状況を総合的に分析し、当該不明弾と特定
- この間、2月7日（金）、2月26日（水）、3月19日（水）及び7月11日（金）に事故調査委員会を実施し、原因を究明するとともに、再発防止策を具体化

4 事故調査委員会による調査結果

(1) 全 般

2月3日（水）、中部方面総監部幕僚長を長として事故調査委員会を設置し、2月7日（金）、2月26日（水）、3月19日（水）及び7月11日（金）の4回実施し、原因を究明するとともに、再発防止策を具体化。この際、あいば野演習場における射撃に係る事故は過去10年間で5回目となることから、155mmりゅう弾砲FH70のみならず、他の火器を含め2度と事故を起こさないよう、抜本的対策について検討

(2) 原因究明

ア 直接的原因

1個使用すべき装薬を2個使用したことにより、弾丸の推進力が増加

イ 間接的原因

(ア) 基本・基礎の不備

- 装薬を渡す隊員（㉠）が、装薬を挿入する隊員（㉢）に1個目を渡した後、本来は何も持たず定位置でしゃがむべきところ、次弾の装薬を持って立っていた。このため㉢は、装薬を挿入していないと勘違いし、㉠に装薬を渡すよう求め、㉠も不審に思いながら渡した。
- ㉢は、挿入の際、砲身内の異物の有無を目視で確認しなかったため、すでに1個入れていることに気づかず2個目の装薬を挿入した。
- 上記事項について、現行の教範においては記載不十分であった。

(イ) 指導・監督及び練度管理の不備

- 当該砲を指揮・監督する砲班長は、当日の射撃要領の変更に伴い事前に計画していなかった動作が必要となった他の隊員（㉣）に対する指導に集中し、㉠と㉢の行動を確認せずに射撃を命じた。
- 当該砲に配置された安全係は、㉠と㉢の行動を確認せず、指導、制止しなかった。
- 大隊長以下各級指揮官は、計画していなかった射撃動作が必要となる射撃要領への変更を当日命じた。これにより砲班長は当該動作の練度不十分な隊員㉣への指導に集中し、㉠と㉢の行動を確認することなく射撃を命ずる遠因となった。

参考資料 2 「発生時の状況（事故原因）」

(3) 再発防止策

ア あいば野演習場における抜本的対策

(ア) 全火器の安全確認

全火器において、演習場外に弾着しない射撃要領を確認・徹底

- 1名に対し1名の射撃係等を配置して射向・射角を制限し、照準誤りを防止
- 射撃係、安全係等によりその他誤った行動を制止
- FH70の弾丸と装薬は、弾薬支処で同数を交付し、演習場では一対で配列して、照準手以外の砲班員が装薬を目視可能な状態にすることで過誤を防止

(イ) 隊員の意識改革

「演習場で射撃をしているその先に地域住民の生活があることを認識し、地域の住民に不安を与えたり、危害を及ぼすような射撃を、絶対にしてはならない」旨を規則に定めるとともに、隊員に対して教育

参考資料3 「あいば野演習場における抜本的対策」

イ 全陸上自衛隊に徹底する再発防止策

(ア) 基本・基礎の徹底

教範を、初級者でも理解が容易になるように改正し、基本・基礎を再徹底

(イ) 指導・監督及び練度管理の徹底

安全教育及び事前訓練により、指導・監督及び練度管理を徹底

参考資料4 「全陸自部隊に徹底する再発防止策」

ウ その他（保安用地の安全管理強化）

保安用地外縁部への看板の設置及びロープ等による標示により、実弾射撃訓練時の安全確保のための立ち入り禁止に関する注意喚起及び誤進入を防止

5 おわりに

平成27年12・7mm重機関銃、平成30年81mm迫撃砲、令和元年81mm迫撃砲IR照明弾及び令和3年120mm迫撃砲場外弾着事案に続き、過去10年間で5回目となる本事案の発生に関しまして、高島市民の皆様、あいば野演習場の周辺に暮らしておられる住民の皆様に対しまして、多大な御不安、御心配、御迷惑をお掛けしましたことに、心より深くお詫び申し上げます。

これら事案は、住民の皆様の生活に近接した場所で発生していることから、同種事案を絶対に発生させないよう、ここあいば野演習場において訓練する隊員一人一人が、「演習場で射撃をしているその先に地域住民の生活があることを認識し、地域の住民に不安を与えたり、危害を及ぼすような射撃を、絶対にしてはならない」旨を銘肝するよう、演習場管理規則等に明記した上で、教育により意識改革を図り、再発防止策を徹底して参ります。引き続き、防衛省・自衛隊へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。